



意見表明権ってなに？



A. 子どもが自分の意見を”聴かれる権利”のことよ。

子どもの権利が明確に書かれ、[子どもの意見を尊重する](#)、という文言が[児童福祉法](#)で規定されたのは2016年の法改正のときです。

それまでは、残念ながらこの文言は明記されていなかったの。

ただ、1989年に[子どもの権利条約](#)で示されており、日本は1994年に批准しているので、この権利は守られていたの。

児童福祉法に明記されるためには20年以上を待たなければいけなかったのだけれど。

児童福祉法が改正されたことで、[児童福祉法を根拠とする福祉事業](#)、行政など政策決定の場などでも、より「子ども自身の声」を聴いて反映することが必要になったのよ。

子どもの権利条約の第12条が子どもの意見表明権なのだけれど、第1項では、子どもが自分の意見を自由に述べる権利を保障しているの。

第2項では、子どもに関係するすべてのことについて聴き取りをする機会を規定しているわ。

日本では、意見表明権、といわれていて、意見を言う権利、と捉えられがちだけれど、英語では「The right to be heard」と言って、「(自分の意見を)聴かれる権利」という意味になります。言うだけではなくて、きちんと聴いてもらうための権利、と位置づけられているのね。

「Nothing about us without us.」 私たちのことを私たち抜きで決めないでという言葉があります。

保護の対象とされ、自分で決定することを奪われてきた[障がいのある人たち](#)の魂の叫び声なの。

どんな[支援](#)の決定にも、必ずその人に聴いて意思を表明してもらうことが必要なのよ。

子どもに関することは子どもに聴いて、その声を「考慮」しなければいけないのね。

こういう支援をするのがいちばんいいんだ、というのは支援者の独りよがりということなの。

残念ながら、日本政府は子どもの意見表明権の保障に関しては、国連子どもの権利委員会から手痛い指摘を受けているわ。

2010年には「児童相談所を含む[児童福祉サービス](#)が子どもの意見をほとんど重視していないこと」として懸念されていたし、2019年の審査でも「自己に関わるあらゆる事柄について自由に

意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことを、依然として深刻に懸念する」として「緊急の措置」が必要ということで「勧告」されているのね。

あらゆるケースの支援、家庭、政策、生活の場でも、子ども抜きに決められていないか、意見を尊重できているか、と自問自答するセンスを磨いていかなければいけないの。
子どもがいろいろな場面で参画する、という文化を育むことがより良い支援につながっていくはずなのだから。

[《MENU》](#)

[《子どもの権利ってどのようなものなの？](#)

[《子どもの最善の利益の保障って？》](#)

2021-01-25 掲載